

作業部会の設置について（案）

第5回霧ヶ峰自然環境保全協議会（平成20年6月26日）までの議論を踏まえ、霧ヶ峰の保護と利用に関し詳細な検討を行うため、霧ヶ峰自然環境保全協議会規約第10条に基づき作業部会を設置する。

今般設置する作業部会は、次の3つとし、それぞれの協議検討事項は、概ね記載のとおりとする。

また、各作業部会の構成は、協議会構成団体の希望を勘案し、別紙のとおりとする。

「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会

- 草原の保全再生方法の検討
- 湿原環境の検討
- 樹叢の保全方法の検討
- 草原、湿原、樹叢及び森林の調和のとれた霧ヶ峰とするための区域割の検討
- 外来種への対応方法に関する検討
- 野生鳥獣被害対策の検討
- その他必要な事項

“彩り草原空間”形成・施設整備部会

- 霧ヶ峰を訪れる人に感動を与え、自然・歴史への理解を促進することにつながる施設整備の検討（遊歩道、木道、案内板、標識、トイレ、休憩所等）
- 魅力的な景観形成の検討
- 案内板、看板等の統一デザインの検討
- 過剰利用防止対策、自動車渋滞対策の検討（ピーク負荷軽減対策）
- ごみポイ捨てへの対応策の検討
- ペット持込対策に関する検討
- 利用者負担のあり方に関する検討
- その他必要な事項

霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会

- 霧ヶ峰におけるエコツーリズムの課題整理
- 霧ヶ峰インタープリテーション指針の検討（霧ヶ峰におけるインタープリテーションの基本理念、霧ヶ峰のエコツアーで提供するもの、インタープリターの行動規範）
- 季節や宿泊日数に応じたコース、プログラムの検討
- エコツアー実施体制の検討
- 霧ヶ峰自然保護センター、ビジターセンターのあり方の検討
- その他必要な事項

関係行政機関による「霧ヶ峰公園施設等広域整備連絡会議」は継続する。